

社会資本整備重点計画

63項目で5年後の数値目標

国土交通省が、インフラ整備の方向性や政策目標を示す「社会資本整備重点計画」の次期計画案をまとめた。08～12年度の5カ年に取り組みべき課題を網羅的に提示しており、63項目で具体的な数値目標を掲げた。3月6日まで一般からの意見を募集しており、その結果も踏まえて政府は3月中旬に閣議決定する予定だ。地方ブロックごとの個別事業などを示す重点整備方針、地方重点方針も、今夏をめどに取りまとめる。次期計画案の内容を紹介する。

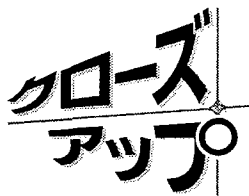
(編集部・牧野洋久)

交通ネットワーク充実

活力

次期計画では、重点目標分野として、「活力」「安全・安心」「暮らし・環境」「ストック型社会への対応」の四つを掲げた。重点目標分野の一つに盛り込むことで、社会資本のストックを重視する方向を強く打ち出した点が大きな特徴といえる。

活力の面では、交通ネットワークの充実による国際競争力強化や、地域内外の交流強化による地域の自立と活性化に資する創出、都市交通の快適性向上などに取り組み、具体的な目標を見ると、3大都市圏の環状道路整備率を現状(07年度時点)の53%から12年度には69%に引き上げる。集約型都市構造への再編や、都市・地域総合交通戦略の推進により、公共交通が利用できる割合を高める。開かずの踏切の遮断による損失時間は、12年度までに07年度比で約1割削減することとし



主な数値目標

重点目標分野	項目	現状(07年度)	目標値(12年度)
活力	3大都市圏環状道路整備率	53%	69%
	公共交通利用可能性の改善率	0%	11%
	開かずの踏切遮断による損失時間	-	07年度比1割減
	重点密集市街地で最低限の安全確保する割合 ※	35%	おおむね10割
安全・安心	防災拠点～処理場間の下水管きよ地蔵対策率	27%	56%
	地震時に堤防崩壊で水害の恐れがある地域	約1万ha	約8000ha
	中核機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数	約525万戸	約235万戸
	土砂災害から保全される重要施設数	約2300	約3500
	津波・高潮から一定の安全確保されていない地域	約11万ha	約9万ha
	土砂災害特別警戒区域指定率	34%	80%
暮らし・環境	道路交通における死傷事故率	-	07年度比1割減
	バリアフリー化重点整備地区の総面積	約5.1万ha	約7万ha
	特定道路のバリアフリー化率	51%	75%
	景観計画に基づく取り組み地域数	92地域	500地域
	都市域における水・緑の公的空間確保量	-	07年度比1割増
	汚染処理人口普及率	84%	93%
ストック型社会への対応	水辺の再生割合	約2割	約4割
	湿地・干潟の再生割合	約2割	約3割
	総合的な土砂管理による土砂の流れの改善数	3	190
	全国道路橋の長寿命化修繕計画の策定率	28%	おおむね100%
	下水道施設の長寿命化計画の策定率	0%	100%
	河川処理施設の長寿命化率	0%	100%
	港湾施設の長寿命化計画の策定率	2%	97%
	老朽化対策済みの海岸保全施設	約5割	約6割

※目標年次が11年度の項目

国交省が次期計画案

安全・安心
河川堤防を耐震化

安全・安心の分野では、大規模な地震や水害への備えや、交通安全対策などが柱になる。施設整備というハードだけでなく、災害時の安全な避難や、ハザードマップの作成といったソフト対策も重視する。

密集市街地では、大規模火災の発生を防ぐため、道路や公園の整備と、老朽建築物の応急復旧対策といった減災対策を推進する。

河川堤防の耐震化と、計画的な応急復旧対策といった減災対策を推進する。

暮らし・環境
景観保全500地域に

暮らし・環境の分野では、景観に関する目標を新たに盛り込んだのが特色だ。景観法に基づく景観計画の策定を推進。同計画を定めて景観保全に取り組み地域の数を、現在の92地域から500地域にまで増やす。

重点目標として新設したストック型社会への対応では、道路橋などのインフラの長寿命化・老朽化対策が柱になる。全国道路橋の長寿命化修繕計画を推進する。

道路橋など長寿命化

ストック型社会への対応

暮らし・環境の分野では、景観に関する目標を新たに盛り込んだのが特色だ。景観法に基づく景観計画の策定を推進。同計画を定めて景観保全に取り組み地域の数を、現在の92地域から500地域にまで増やす。

重点目標として新設したストック型社会への対応では、道路橋などのインフラの長寿命化・老朽化対策が柱になる。全国道路橋の長寿命化修繕計画を推進する。

◇ ◇ ◇

社会資本整備重点計画とは？

社会資本整備重点計画法に基づくもので、従来は、道路や交通安全施設、空港、港湾など9本の事業分野別に策定されていた計画が一本化されている。最初の計画は03年度に閣議決定された。計画期間は5カ年となっており、今回が初めての改定になる。

社会資本整備審議会と交通政策審議会(ともに国交相の諮問機関)の合同の計画部会で検討を行った。当初は、昨夏ごろの閣議決定を予定していたが、道路特定財源の一般財源化をめぐる混乱の影響で、「道路の中期計画」の見直しを行ったことから、策定作業が遅れていた。

計画を着実に進めていくには、事業の効率化や重点化が不可欠。そのために、ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工の普及促進や、公共事業評価の厳格な実施といった改革に取り組んでいくことも盛り込んだ。公共調達の改善では、総合評価落札方式の入札の拡充を図るとともに、極端な低価格受注の排除といった措置も講じる。

地方重点方針については、国土形成計画の広域地方計画との整合性も図りながら、今夏の策定に向けて検討が進むことになる。

策を総合的に進めていく。

地震が発生した時に、河川や海岸堤防が崩壊して水害が起きる恐れのある地域は現在、約1万戸あるとされ、これを約8000戸に減らす目標を掲げた。ゼロメートル地帯を約235万戸にまで減らす。

水害を防ぐ堤防やダムなどの施設整備を着実に進めていくことが必要になる。

土砂災害の防止では、土砂災害対策法に基づく「土砂災害特別警戒区域」の指定率を、現在の約34%から約80%に引き上げる。指定区域を広げることで、土砂災害の危険がある場所の開発抑制や建築物の構造規制などを着実に進めていく方針だ。